

○国頭村指定管理者選定会議設置規程

(令和元年 11 月 27 日訓令第 7 号)

(設置)

第 1 条 国頭村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年条例第 13 号)に規定する指定管理者を選定するため、国頭村指定管理者選定会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議に付する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の選定に関する事項
- (2) 選定基準に関する事項
- (3) その他選定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 会議は、村長、副村長、各課長、室長及び会計管理者をもって組織する。

(会長、副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長を置き、会長は村長、副会長は副村長とする。

(会長の職務)

第 5 条 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第 7 条 会議は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第 8 条 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め説明を聞くことができる。

(部会)

第 9 条 事業計画書その他書類に関する事項を取りまとめ、会議の討議に資するため、会議に部会を置くことができる。

2 部会の構成は、指定管理者を指定する施設の主管課(以下「主管課」)が別に定める。

3 部会の運営に必要な事項は、主管課が別に定める。

(庶務)

第 10 条 会議の庶務は、各主管課において行う。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。